山梨市 通学路交通安全プログラム ~通学路の安全確保に関する取り組み方針~

平成 27 年 1 月

山梨市通学路安全推進会議

1・プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことにより、 平成 24 年 5 月以降、山梨市の通学路においても関係機関と連携をし、緊急合同点検を実施 し、必要な対策内容についても関係機関で協議をしてきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「山梨市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2・通学路安全推進会議の設置

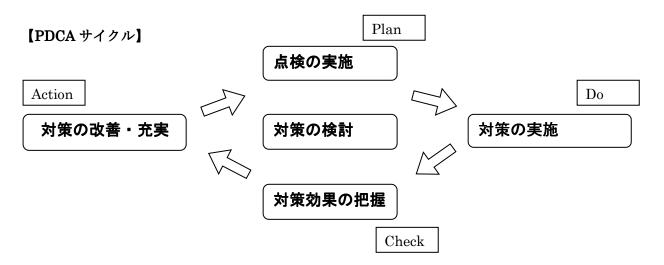
各関係機関の連携を図るため、山梨市通学路安全推進会議を設置します。

3・取り組み方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も関係機関が連携して合同 点検を実施するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行い ます。

これらの取り組みを PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 危険箇所の把握・合同点検の実施

市内の各小・中学校の通学路について危険箇所の把握を行います。

把握方法として、定期的な危険箇所調査・学校・保護者・地域住民等からの連絡の 受付等を行います。

市内の各小・中学校の通学路を、必要に応じて合同点検を実施します。

効率的・効果的に合同点検を実施するため、関係機関において重点課題を設定し、 合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに道路拡幅・カラー舗装・歩道・注意喚起看板・横断歩道及び信号機設置等のハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策を対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

対策実施後の箇所について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生 徒が安全になったと感じているか確認するため、対策効果の把握をします。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4・箇所図・位置図の公表

合同点検の結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」 「対策箇所図」を作成し、公表します。